



中華人民共和国物権法草案（5）

——全国人民代表大会常務委員会法制工作委員會——

西 村 峯 裕
清 河 雅 孝
周 喆

第2節 根抵当権

第271条【定義】この法律にいう根抵当権は、抵当権設定者と抵当権者の合意で設定される、極度額の限度で、抵当の目的物をもってする一定期間に継続的に生じた債権の担保をいう。

第272条【主たる契約】①金銭貸借契約には根抵当権設定契約を附することができる。

②債権者と債務者が一定期間内にある商品につき継続的に取引を行うため契約を締結する場合は、根抵当権設定契約を附することができる。

第273条【被担保債権の譲渡禁止】根抵当権設定契約の主たる契約の債権は譲渡することができない。

第274条【被担保債権の範囲及び極度額の変更】根抵当権の被担保債権が確定するまでは、債権者は抵当権設定者と債務者、被担保債権の範囲及び極度額について、協議することができる。債権者と抵当権設定者が極度額を変更した場合は、後順位抵当権者に対抗することができない。

第275条【被担保債権の確定事由】根抵当権の被担保債権額は以下の状況に基づき確定する。

- (1) 根抵当権設定契約に約定した担保期間が満了するとき
- (2) 根抵当権設定契約に担保期間を約定せず、契約の成立した日から3年を経過したときは、抵当権者が債権額の確定を請求する

ことができる。且つ当該請求の日から10日を経過した時

- (3) 抵当権設定者が訴訟の方法を以て抵当権を行使し又は抵当物が差し押さえられたとき
- (4) 債務者及び抵当権設定者が破産宣告を受けたとき
- (5) 担保される特定債権がこれ以上生じることがなくなったとき

第276条【優先弁済の範囲】 根抵当権の被担保債権が確定した後、抵当権設定者は抵当権を行使することができる。確定した債権額が極度額を超えたときは、超えた部分は優先弁済を受けることができない。確定した債権額が約定の極度額より低いときは、抵当権設定者は確定した債権額につき、優先弁済を受けることができる。

第277条【抵当権の規定の適用】 この節に定めていない事項については、この法律の普通抵当の規定を適用する。

第24章 質権

第1節 動産質権

第278条【定義】 ①この法律にいう動産質権は、債務者又は第三者がその動産の占有を債権者に移転し、当該動産を債権の担保とし、債務者が債務を履行しないときは、債権者はこの法律の規定に基づき、当該動産を換価又は競売し、これにより取得した代金に対し、優先弁済権を受けることのできる権利をいう。

②前項に定める債務者又は第三者を質権設定者、債権者を質権者、引渡す動産を目的物とする。

第279条【質権設定契約の内容】 ①質権設定者は質権者と書面を以て、質権設定契約を締結するものとする。

②質権設定契約は以下の内容を含むものとする。

- (1) 主たる被担保債権の種類、額
- (2) 債務の履行期
- (3) 目的物の名称、数量、品質及び状況

(4) 被担保債権の範囲

(5) 目的物引渡しの時期

(6) 当事者が約定すべきであると思料するその他の事項

③質権設定契約が前項に定める内容を完全に具備しないときは、補充することができる。

第280条【流質契約の禁止】質権設定者は質権者と契約において、債務履行期が到来しても、質権者が弁済を受けないときは、目的物の所有権は質権者に移転すると約定してはならない。

第281条【要物契約性及び代理占有の禁止】質権は質権設定者が質権者に目的物の占有を移転した時に成立する。当事者は質権設定契約で、質権設定者が質権者に替わって目的物を占有する旨約定してはならない。

第282条【果実收取権】①質権者は目的物の果実を取得することができる。質権設定契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

②前項に定める果実は、まず果実を取得する費用と相殺する。

第283条【使用及び処分禁止】質権者は質権の存続期間内において、目的物を使用又は処分してはならない。但し、法律又は当事者に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第284条【質物の保管義務】①質権者は適切に目的物を保管する義務を負う。不適切な保管によって、目的物を滅失又は毀損させた場合は、質権者は民事責任を負うものとする。

②質権者が不適切に目的物を保管し、これを滅失又は毀損させる可能性がある場合は、質権設定者は目的物の供託、又は期限前の債務の弁済をもってする目的物の返還を質権者に請求することができる。

第285条【質権の保全】質物が損壊し又は明らかに価値を減少する恐れがあり、質権者の権利を危うくする可能性が十分ある場合において、質権者は相当の担保の提供を質権設定者に請求することができる。質権設定者がこれを提供しないときは、質権者は目的物を競売又は換価することができ、且つ目的物を競売又は換価した代金から期限前に被担保債権の弁済を受け、又は質権者と約定した第三者に供託する旨質権設定者と約

定することができる。

第286条【質物返還による質権の消滅】質権者が質権設定期間内に、目的物を返還するときは、当該質権は消滅する。

第287条【質権の放棄】質権者は質権を放棄することができる。質権者が質権を放棄した場合において、当該質権の被担保債権に保証があるときは、保証人は質権者が喪失した優先弁済の利益の範囲で保証責任を免除されるものとする。但し、保証人が質権者が質権を放棄することに同意したときはこの限りでない。

第288条【質権の実行】①債務の履行期が到来した場合において、債務者が債務を履行し、又は質権設定者が期限内に被担保債権を弁済したときは、質権者は目的物を返還しなければならない。

②債務の履行期が到来した場合において、質権者が弁済を受けていないときは、目的物の換価について質権設定者と協議することができ、法に基づき、競売又は換価することもできる。

③目的物を換価又は競売、換金した後、その代金が債権額を超えた部分は質権設定者の所有に属し、不足分は債務者がこれを弁済する。

第289条【質権不行使の責任】質権設定者が債務の履行期が到来する前又は到来した後に、質権者にその権利の行使を請求した場合において、質権者が権利の行使を怠ったことにより損害を蒙るときは、その責任を負わなければならない。

第290条【物上保証人の求償権】債務者の質権設定につき担保を提供する第三者は、質権者がその権利を実現した後、債務者に求償することができる。

第291条【物上代位性】質権は目的物の滅失により消滅する。滅失により得た賠償金は質権の目的となるものとする。

第292条【附従性】質権は被担保債権と同時に存在する。債権が消滅したときは質権も消滅する。

第2節 権利質権

第293条【権利質の目的】以下の権利には質権を設定することができる。

- (1) 為替手形、小切手、銀行振出の小切手、債権、預金証書、倉庫証券、及び貨物引換書
- (2) 法に基づき譲渡できる株式、持分
- (3) 法に基づき譲渡できる商標権、特許権、著作権における財産権
- (4) 道路、橋梁、隧道、渡し場などの不動産の収益権
- (5) 法に基づき、質入可能なその他の権利

第294条【要物性】為替手形、小切手、銀行振出の小切手、債権、預金証書、倉庫証券、及び貨物引換書を目的とする質権を設定する場合は、約定の期間内に権利証書を質権者に引渡すものとする。質権は当該権利証書の引渡しの際に成立する。

第295条【弁済期前の質権実行】支払期日又は倉出期日を明確に記載している為替手形、小切手、銀行振出の小切手、債権、預金証書、倉庫証券、及び貨物引換書を目的とする質権を設定する場合において、為替手形、小切手、銀行振出の小切手、債権、預金証書、倉庫証券、及び貨物引換書の支払期日又は倉出期日より債務の履行期が前であるときは、質権者は債務の履行期が到来するまでに支払いを受け、又は引渡しを請求することができる。且つ支払いを受けた金額又は引渡しを受けた貨物をもって、期限前にその被担保債権の弁済を受け、又は約定した第三者に供託することにつき、質権設定者と協議することができる。

第296条【質権の目的たる株式の譲渡禁止】①法に基づき譲渡できる持分に質権を設定するときは、質権設定者は質権者と書面契約を締結しなければならない。上場会社の株式に質権を設定するときは、質権は証券登記機関が質権設定登記を為すときに成立する。非上場会社の株式に質権を設定するときは、質権は株式の質権設定を株主名簿に記載したときに成立する。

②質権の設定後は、株式は譲渡してはならない。但し、質権設定者が質権者と合意したときは、譲渡することができる。質権設定者が株式の

譲渡によって得た代金は、期限前に質権者の被担保債権を弁済し、又は質権者と約定した第三者に供託するものとする。

第297条【知的財産質権の成立】法に基づき、譲渡できる商標専用権、特許権、著作権における財産権に質権を設定するときは、質権者は質権設定者と書面契約を締結しなければならない。質権は関係管理部門でその設定を登記したときに成立する。

第298条【質権の目的たる知的財産権の譲渡禁止】前条に定める権利に質権が設定された後は、質権設定者はこれを譲渡し又は他人に使用を許可してはならない。但し、質権設定者が質権者と合意した場合は、譲渡し又は他人に使用させることができる。質権設定者が取得した譲渡の費用、許可の費用は、期限前に被担保債権の弁済に充て、又は約定の第三者に供託するものとする。

第299条【収益質の設定】道路、橋梁、隧道又は渡し場などの不動産収益権に質権を設定する場合は、不動産所在地の県級以上の交通主管部門に登記をなすものとする。

第300条【適用規定】権利質権には本節の規定のほか、この法律のその他の関係規定を適用する。

第25章 留置権

第301条【定義】この法律にいう留置権とは、債権者が適法に債務者の動産を占有し、債務者が債務を履行しないときは、債権者は当該財産を留置し、これを換価又は競売し、その代金から、優先弁済を受けることができる権利をいう。

第302条【被担保債権】①保管契約、運輸契約、加工請負契約により生じた債権について、債務者が債務を履行しないときは、債権者は留置権を有する。

②法律の定めによって留置できるその他の契約には、前項の規定を適用する。

③当事者は契約において、留置してはならないものを約定することができる。

第303条【履行不能による留置権の発生】債務の履行期が到来する前に、債務者が履行能力を喪失した場合は、債権者が適法に占有している債務者の動産を留置することができる。

第304条【可分性】留置財産が可分物である場合は、留置物の価値は債務の金額に相応するものとする。

第305条【保管義務】留置権者は留置物を適切に保管する義務を有する。不適切の保管によって、留置物を滅失又は毀損させた場合は、留置権者は民事責任を負わなければならない。

第306条【果実收取権】留置権者は留置物の果実を收取することができる。

第307条【実行猶予期間】債権者は債務者との契約において、債権者は財産を留置した後、債務者に2ヶ月以上の履行期限を与えなければならない。債権者と債務者が約定していないときは、債権者が債務者の財産を留置した後、2ヶ月以上の期間を設定し、債務者が当該期間に債務を履行するよう債務者に通知するものとする。債務者が期間を超えても履行しないときは、債権者は留置物の換価につき債務者と協議し、又は法に基づき、留置物を競売又は換価することができる。

第308条【優先弁済権】留置物を換価又は競売、換金した代金が債権額を超えた部分は債務者の所有に属し、不足分は債務者がこれを弁済する。

第309条【留置権の消滅】債権が消滅したとき又は債務者が別の担保を提供し、債権者がこれを受領したときは、当該留置権が消滅する。

第310条【留置権の優先】同一物の上に質権若しくは抵当権が設定され、又はそれが留置された場合は、留置権は質権又は抵当権に優先して行使することができる。ただし、法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第26条 譲渡担保

第311条【定義】譲渡担保とは、債権の実現を担保する為、債務者又は第三者の財産を債権者に譲渡し、債務が履行されたときは、債権者は当該財産を債務者又は第三者に返還し、債務が履行されないときは、債権者は当該財産から、優先弁済を受けることができる権利をいう。

第312条【書面契約性】当事者が譲渡担保契約を締結するには、書面の方法をとらなければならない。

第313条【譲渡担保権の設定】動産を譲渡担保の目的とする場合は、譲渡担保の権利は当該動産の上に譲渡担保の標識を付したときに設定されたものとする。不動産又は権利を譲渡担保の目的とする場合は、譲渡担保権の設定には、この法律の不動産抵当及び権利質権の関係規定を適用する。

第314条【担保権者の収益権】譲渡担保の存続期間中は、担保物の占有者が当該担保物の収益を取得する。ただし、当事者に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第315条【目的物の処分の禁止】譲渡担保の存続期間内に担保物の占有者及び譲渡担保の権利者は当該担保物を処分してはならない。ただし、当事者に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第316条【異議の提起】譲渡担保の存続期間内に、担保物が閉鎖され又は差し押さえられた場合は、譲渡担保権者は異議を述べることができる。

第317条【担保物占有者若しくは担保権者の破産】①譲渡担保の存続期間内に、担保物の占有者が破産し、期限前に債務を弁済したときは、当該担保物は破産財産とする。担保物の占有者が債務を弁済しないときは、譲渡担保の権利者が当該担保物から、優先的に弁済を受けることができる。

②譲渡担保の存続期間内に、権利者が破産し、担保物の占有者が期限前に債務を弁済したときは、譲渡担保の権利は消滅する。担保物の占有者が債務を弁済しないときは、当該担保物は破産財産とする。

第318条【優先弁済の方法】債務の履行期が満了し、債務者が債務を履行

しないときは、譲渡担保の権利者が約定の方法によって、優先弁済権を行使する。優先弁済を受ける方法につき、約定せず又は明確に約定していないときは、譲渡担保の権利者が合理的に優先弁済権を行使するものとする。

占有

第319条【定義】 この法律にいう占有とは債権関係に基づく占有と本権のない占有を含み、占有者が不動産又は動産の実際の管理と支配する権利を指す。

第320条【占有と本権の有無】 債権関係に基づく占有の不動産又は動産の使用、収益、紛争の解決方法などは、法律の規定及び契約の約定にしたがう。

第322条【善意の占有】 善意の占有者は占有している不動産又は動産につき使用、収益することができる。不動産又は動産は使用によって損害を受けたときは、善意の占有者は損害賠償責任を負わない。

第323条【費用償還請求権】 不動産又は動産が善意の占有者に占有されたときは、権利者は善意の占有者に原物の返還を請求することができる。善意の占有者が当該不動産又は動産を適切に保管するため支出した費用は、占有期間内に取得した収益の差額を控除して、権利者にこれの返還を請求することができる。

第324条【善意占有者の収益返還義務】 占有の客体たる不動産又は動産が毀損、滅失し、権利者がその賠償を請求するときは、善意の占有者が毀損、滅失により取得した収益を権利者に返還しなければならない。

第325条【悪意占有者の返還義務】 不動産又は動産が悪意者に占有されたときは、権利者は悪意の占有者に原物及びその果実の返還を請求することができる。ただし、当該不動産又は動産を適切に保管するため支出した費用は悪意の占有者に償還しなければならない。

第326条【悪意占有者の賠償義務】 不動産又は動産が毀損、滅失し、当該

不動産又は動産の権利者が賠償を請求するときは、悪意の占有者はその過失により当該動産又は不動産に生じた毀損、滅失による損害につき、賠償責任を負わなければならない。

第327条【自主占有の推定】 不動産又は動産の所有者が不明の場合において、当該不動産又は動産の占有者は、所有者と推定する。

第328条【善意占有の推定】 占有者の善意悪意が不明なときは、善意占有と推定する。

第329条【占有の訴え】 ①占有している不動産又は動産が侵奪された場合は、占有者が原物の返還を請求することができる。占有を妨害しているときは、占有者が妨害排除を請求することができる。侵奪又は妨害により損害を与えた場合は、占有者は損害賠償を請求することができる。

②前項に定める請求権が侵奪又は妨害が生じてから1年以内に、行使しないときは、当該請求権は消滅する。